

議案第17号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援
事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

こども[★]④[★]でも通園制度

令和8年3月16日

こども未来部 保育入所課

目次

1	経緯	・・・・・・・・・・	P 3
2	制度の位置付	・・・・・・・・・・	P 4
3	給付制度	・・・・・・・・・・	P 5
4	従うべき基準と参酌すべき基準	・・・・・・・・・・	P 6
5	制定する条例の概要	・・・・・・・・・・	P 7
6	条例で定める基準	・・・・・・・・・・	P 9
7	条例の構成	・・・・・・・・・・	P 10
8	今後のスケジュール（予定）	・・・・・・・・・・	P 12

1 経緯

本市では、令和8年4月から乳児等通園支援事業を実施するため、「大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、実施事業者の認可作業を進めているところである。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）では、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うため、先の条例に加え、当該事業の運営に関する確認基準に関する条例を定める必要がある。

令和7年11月13日付で「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」が公布されたことから、本市においても運営に関する確認基準を定めるため、大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する。

2 制度の位置付

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> こども誰でも通園制度 <ul style="list-style-type: none"> ・就労要件を問わない ・月10時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満 </div>			幼稚園 ※3歳から小学校就学まで			



全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設

4 従うべき基準と参酌すべき基準

➤ 国基準のうち、主な従うべき基準と参酌すべき基準

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用定員に関する基準</u> ・ 面談 ・ 正当な理由のない提供拒否の禁止 ・ 支払 ・ 取扱方針 ・ 虐待等の禁止 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般原則 ・ 心身の状況等の把握 ・ 特定教育・保育施設等との連携 ・ 提供の記録 ・ 相談及び援助 ・ 緊急時等の対応 ・ <u>運営規程</u> ・ 勤務体制の確保 ・ 情報の提供 ・ 電磁的記録等

※下線部についての詳細は9頁

5 制定する条例の概要

▶ 条例の名称

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

▶ 条例の趣旨

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する

子ども・子育て支援法第54条の3

第44条から第54条までの規定(第45条第2項を除く。)は、前条第1項の確認を受けた者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)について準用する。

※法第44条から第54条までは、特定地域型保育事業者の責務や認可基準等を定めており、当該基準等が特定乳児等通園支援事業者にも準用されている

5 制定する条例の概要

➤ 条例の内容

「特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」とする一般原則を定める。

その他、利用定員に関する基準、運営規程、特定教育・保育施設等との連携等の本市において乳児等通園支援事業の運営をする際の基準を定める。

➤ 施行日

令和8年4月1日から

6 条例で定める基準

▶ 本条例で定める主な基準

- ・ 利用定員に関する基準

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定める

- ・ 運営規程

目的及び運営の方針

職員の職種、数及び職務の内容

利用の開始及び終了に関する事項その他利用に当たっての留意事項

緊急時における対応方法 等

従うべき基準及び参酌すべき基準のいずれも、異なる基準とすべき特段の事情及び地域性が認められないことから、国の基準どおり定める

7 条例の構成

第1条	趣旨	第11条	特定乳児等通園支援の提供の記録
第2条	一般原則	第12条	支払
第3条	利用定員	第13条	乳児等支援給付費の額に係る通知等
第4条	面談	第14条	特定乳児等通園支援の取扱方針
第5条	正当な理由のない提供拒否の禁止	第15条	特定乳児等通園支援に関する評価等
第6条	あっせん及び要請に対する協力	第16条	相談及び援助
第7条	乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	第17条	緊急時等の対応
第8条	乳児等支援給付認定の申請に係る援助	第18条	乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知
第9条	心身の状況等の把握	第19条	運営規程
第10条	特定教育・保育施設等との連携	第20条	勤務体制の確保等

7 条例の構成

第21条	利用定員の遵守	第31条	会計の区分
第22条	掲示等	第32条	記録の整備等
第23条	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第33条	電磁的記録等
第24条	虐待等の禁止	第34条	委任
第25条	秘密保持等		
第26条	情報の提供等		
第27条	利益供与等の禁止		
第28条	苦情解決		
第29条	地域との連携等		
第30条	事故発生の防止及び発生時の対応		

8 今後のスケジュール（予定）

▶ 民間事業所の認可・確認手続

